

ボランティア情報の取扱いに関するガイドライン

日本社会事業大学ボランティアセンターでは、以下に該当する募集团体によるボランティア活動を、学内掲示板、ファイル閲覧、メーリングリスト、コーディネーターによる相談業務を通じて、学生に情報提供します。

- 1) 公益性・公共性が高い活動
- 2) 営利を目的としない活動
- 3) 活動にあたり、安全性が高いと判断される活動
- 4) 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動

1. ボランティア募集の受付

- * 初めて募集情報をお寄せいただく場合は、ボランティアセンターまでお問い合わせください。
- * 指定の団体情報シート、団体の概要がわかるパンフレット等、募集のチラシ・ポスター等を郵送もしくはボランティアセンターに直接お持ちください。
- * 情報提供にともなってなされた一切の行為とその結果については、募集を希望した団体において責任を負っていただけますよう、お願いいたします。
- * 学生へ情報提供の可否または提供予定日についてはご連絡いたしませんので、ご承知おきください。また、学生の自主的な思いで活動を選択することになりますので、活動者が必ず見つかるとは限りませんのでご理解ください。
- * 貴団体から提供いただきました個人情報につきましては、日本社会事業大学ボランティアセンターにて活動情報の提供の目的にのみ使用させていただきます。

2. ボランティア募集をおこなう団体・活動の選定基準

1) ボランティア募集をおこなう団体の範囲

活動分野や範囲、法人格の有無は問いません。

<団体例> ボランティア・市民活動団体（任意団体、NPO法人）、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人や財団法人等の公益法人、国や地方公共団体、独立行政法人、国連機関、大使館、労働組合、協同組合、企業（非営利による社会貢献活動に限ります）など

2) ボランティア募集团体の受け入れ体制について

- ・ ボランティアの募集や受け入れの担当者が明確であること
- ・ 有償活動とボランティア活動を明確に区別していること

3) 受付できないボランティア活動

以下に該当するボランティア活動は、受付できません。

- ・反社会的、政治的、宗教的活動を目的とするもの。
- ・日本国または国際法上の法令に違反するもの。
- ・公序良俗に反するもの。
- ・犯罪的行為を誘発するおそれのあるもの。
- ・第三者に損害または不利益を与えたり、第三者を誹謗中傷したりするもの。
- ・人体に有害なもの。
- ・情報が虚偽または誇大の内容のもの。
- ・情報に関する責任体制が明確でないもの。
- ・精神的・肉体的苦痛が心配されるもの。
- ・水泳監視・ベビーシッター・病人介護等の人命にかかわることが予想されるもの。
- ・車の運転が活動の内容に含まれるもの。
- ・宿泊を伴うもの（キャンプボランティアなど、適切に夜間睡眠が確保される活動については、この限りではない）。
- ・本来有資格者によってなされるべきもの。
- ・当事者と学生ボランティアだけでおこなうもの。
- ・その他大学生がおこなう取り組みとして不相当だと判断されたもの。

3. ボランティア受け入れ団体との申し合わせ

*ボランティア受け入れ団体と日本社会事業大学ボランティアセンターとは、以下の点を申し合わせ事項として確認いたします。

- ・申し込みをした学生に対し活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動を始めること。
- ・活動を始める前には、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動が始まった後は、必要に応じて研修・支援等をおこなうこと。
- ・ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動をおこなうこと。
- ・申し込みをした学生が適切なボランティア保険に加入済みであることを確認してから活動を始めること。ボランティア保険に未加入の場合は、申し込みを受け付けないこと。
- ・活動時間は、休憩を入れて1日8時間、週28時間を超えないこと。（外国人留学生の資格外活動における就労時間に準拠）
- ・夜10時以降の深夜活動をさせないこと。

4. 免責

*ボランティアセンターで紹介するボランティア活動により、発生したトラブル等に対して、当センターでは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

以上